

令和4年 第7回蔵王町農業委員会総会議事録

第7回蔵王町農業委員会総会は、令和4年7月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	齋藤秀俊
村上智彦	大和憲男	會田照
平間昭男	鈴木好和	山家照雄
川村富士男	我妻義明	佐藤雄一
杉山由美子		

欠席農業委員は次のとおりである。

なし

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金毅
書記	齋藤真澄 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第7回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議長 長 これより会議を開きます。
- 議長 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は13名であります。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議長 長 これより、令和4年第7回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、3番勅使瓦幸一委員、4番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により報告]
報告が終わりましたので、質問を許します。
[なしの声あり]
- 議長 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議長 長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
なお、委員の調査報告に先立ちまして、前回総会時に保留となりました議案番号7番の案件について、追加調査結果を報告します。
[追加調査結果報告]
- 議長 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[8番委員により現況報告]
- 議長 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 2番委員 修正されない農家台帳を基に経営状況を記載し申請したとのこと

が、そういう未修正データがまだあるのか。

また、申請事由で経営規模の拡大というのがある。ろくに経営をしていない農家で、経営規模の拡大だったりするのはおかしいのではないか。

事務局長 申請事由については、ケースによって様々であり、この文言でなくてはならないという訳ではありません。

経営規模の拡大というのは、最も使われやすい申請事由で、従来の経営農地に新たな取得によって規模拡大となる。という事です。

2番委員 今回のケースも経営規模の拡大でいいのか。

事務局長 今回のケースは、遠隔地に住む所有者が管理できない農地を従来から譲受人に管理してもらっていた。その農地を今後とも管理できる見込みがない事から譲受人に売り渡すというものです。譲受人も従来の所有農地に申請地が加わりますので、農業経営規模の拡大として誤りではないと思われます。

3番委員 これに関連してなんですが、事実でない事を記載して申請したという事を虚偽の申請にあたりと事務局は指導したのか。

事務局 訂正されていない農家台帳のデータを申請代理人が申請人に確認しなかったという事であって、騙そうという悪意のある申請ではありません。そういった意味で虚偽の申請の指導でなく、誤りを修正させています。

3番委員 申請代理人と申請人が申請書を確認して作成、提出しないといけない。そういう点でキチンと指導しないと甘く見られていけない。

議長 その他、質問はございますか。

3番委員 議案9番ですが、この申請地の辺りは植木屋に貸して植えたまま放置されたような場所で、そこを、畑の土を売っている申請人が買う。これは経営規模の拡大なんですか。ちゃんと表土販売のためと書くべきだと思う。また、こういった申請は追跡調査が必要だと思う。

8番委員 現地調査した委員の立場で言いますが、申請では飼料作物を作るという申請なんですね。そのための機械も無いはずなので、事務局に確認してもらったら、作るの出来る農家に依頼して、作った飼料も売るという事で、現地では何とも判断できないから総会で決めてもらうしかないとなったわけです。

2番委員 これは営農計画とか出してもらおうの。

事務局長 出さないです。新規営農ではないので。3条ですから、農地を農地として耕作してもらおうということです。

2番委員 資産の取得であって、これが経営規模の拡大なのか。

事務局長 申請によれば人に頼んで飼料用作物を作る。それでは赤字になるので、飼料用作物を販売して利益を得る。これが普通だと思います。であれば

経営規模の拡大です。耕作の事実が不確かだと言うなら、3番委員の言うように追跡調査をすればいいという事です。

申請があった時点で明確な確証もなく、疑いのみを持って否決という事はできないものと考えております。

議 長
3 番 委 員

その他、質問はございますか。

事務局として申請に対する聞き取りはできるわけで、我々も追跡調査をしていかないと、ここでただ許可をすればいいという事では無い。

そういう意味でも事務局が申請を受け取る時点が大事である。

議 長
5 番 委 員

その他、質問はございますか。

議案9番は議案7番の申請地にも近くて倍近い面積である。売買価格はどのくらいか。

事 務 局
5 番 委 員

全面積で100万円です。

近い場所でも結構な開きがあるように思う。そう言った平均的なものはないのか。

事 務 局 長

地域ごとに調査結果を県に報告し公表されている。しかし、中には売買する当事者の諸事情、近親者であるとか様々な要因で標準とかけ離れた売買もある。

5 番 委 員

申請受付時点での審査の中でも、売買価格という観点を含めて聞き取りをお願いしたい。

事 務 局 長

ありがとうございます。そのように心がけます。ただ、今までの話しの中で慎重にとか、厳しくとかという意見もありますが、あくまで我々は個人間の売買、貸借、贈与等権利移動に関わっております。農地法という規定の中で制限を掛ける上では、過剰になり過ぎない配慮も必要かと考えております。

例えば、議案9番の案件でも、飼料用作物で検討し申請した。しかし、そのように申請したからといって必ず飼料用作物を作らなければならないというわけでは無い。準備を進めるうちに土壤が作物に合わないと分かった。別な作物に変えた。全然問題のない事で、要は耕作の目的に供されているか否かの判断になるものと考えております。

議 長
11 番 推 進 委 員

その他、質問はございますか。

議案8番の申請地は報告事項1で合意解約された農地の一部ですが、他の解約農地はどうなりますか。

事 務 局
議 長

利用権の設定を行う予定です。

他に、質問はございますか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。

[7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

2番委員 要は、これはお寺さんに寄付するということですか。

事務局 寄付という形態かどうかは分かりませんが、贈与という事で話がついていると確認しております。

2番委員 ここは、農業委員会を通さないで貸し借りしているやに聞いています。後でトラブルにならないよう配慮して下さい。

事務局 申請人等に話したいと思います。

議 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。

議 長 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原
案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されまし
た。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議
に感謝申し上げます。

(午後2時12分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
ここに署名する。

令和4年8月25日

議長

武田 明夫

3番

新狭 瓦 章一

4番

佐藤 ゆり